

同一労働 同一賃金

労働者派遣法改正 による均等・均衡待遇

朋務労務コンサルタントオフィス所長
(一社)名北労働基準協会
労働相談室相談員
社会保険労務士
藤原 朋子 7

有期契約労働者、パート
タイム労働者の同一労働同
一賃金に向けての法改正に
加え、派遣労働者について
も来年4月に「労働者派遣
事業の適正な運営の確保及
び派遣労働者の保護等に関
する法律」(以下、労働者
派遣法)が改正施行されま
す。

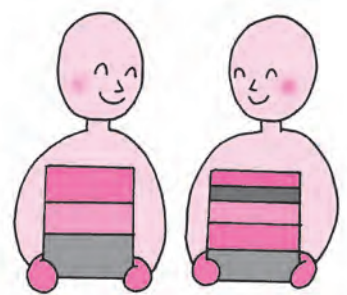
派遣労働者は、雇用され
る企業(派遣元)と実際に
指揮命令を受ける企業(派
遣先)が異なるため、同一
労働同一賃金の比較の対象
も派遣元と派遣先という2
つになります。また、派遣
先については、派遣先が交
わるたびに比較の対象とな
る派遣先の通常労働者の待
遇が異なるということが発

生じます。そこで今回の改
正では、派遣元事業者は次
の「派遣先均等・均衡方
式」「労使協定方式」のい
ずれかの方法によって、派
遣労働者の公正な待遇を確
保することとなりました。

【派遣先均等・均衡方式】

派遣先の通常の労働者と
の間で、均等・均衡な待遇
を確保するものです。派遣
元事業者は、派遣労働者の
待遇を決定する上において、
次の①、②を守らなければ
なりません。

①派遣先の通常労働者
(無期雇用、フルタイムの
労働者)と職務内容(業務
の内容と責任の程度)や職
務内容・配置の変更範囲



(人材活用の仕組みや運用
など)が同じ場合には差別
的取扱いを禁止

②派遣先の通常労働者と、
職務内容や職務内容・配置
の変更範囲、その他の事情
に相違がある場合は、その
相違を考慮して不合理な待
遇差を禁止

【労使協定方式】

一定の要件を満たす労使
協定を締結することにより、
均等・均衡な待遇を確保す
るものです。

一定の要件とは、賃金水
準については同種の業務に
従事する一般の労働者の賃
金水準を確保すること、職
務の内容などを公正に評価
して賃金を決定すること、

賃金以外の待遇につい
ては派遣元の通常の労働
者との間で不合理な
相違がないようにする
こと、などです。

同種の業務に従事す
る一般の労働者の賃金
水準は、毎年政府より、
職種別の一覧表と能
力・経験調整指数、地
域指数によって示され
ることになります。その賃
金水準を基に、派遣元事業
者は派遣労働者の賃金を確
認することが必要となりま
す。

労働者派遣契約が、改正
労働者派遣法の施行日であ
る来年の4月1日をまたい
でいるとしても、この改正
は施行日から対象となりま
す。そのため、施行日以降
の待遇に変更が生じるよう
な場合は、あらかじめ調整
を行っておくことが必要と
なります。

次回からは、派遣先均
等・均衡方式、労使協定方
式それぞれによる待遇の具
体例をご紹介します。

イラスト・森沢康代

ご存知ですか?
「中退共」の
退職金制度
なら、掛金
に国の助成
が受けられ
ます。

国の制度だから
安心・確実!

●新規加入や掛金月額を
増額する場合、掛金の
一部を国が助成します。
●掛金は全額非課税で、
手数料もかかりません。

外部積立型だから
管理が簡単!

●従業員ごとの納付状況
や退職金試算額を事業
主にお知らせします。
●退職金は、中退共から
直接従業員へ支払われ
ます。

◎パートさんもご加入
いただけます。

詳しくはホームページをご覧ください。 [中退共](#) [検索](#)

お気軽にお問い合わせください
(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03(六九〇七)一一三四
☎03(五九五五)八二二一